

## 「加古川市開発事業の調整等に関する条例」改正の骨子（案）に関する パブリックコメントの実施について

兵庫県の「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」では、事業面積5,000㎡以上の大規模な太陽光発電施設を対象とし、近隣説明や届出を求めているため、5,000㎡未満の施設の設置については説明のないまま工事が着工されることがあり、市への問合せや苦情も少なくありません。

この度の改正案は「加古川市開発事業の調整等に関する条例」に事業面積5,000㎡未満の太陽光発電施設の設置についての取扱いを追加し、近隣住民への説明及び市への届出を求めようとするものです。

この計画が市民等の意見を反映したものとするため、下記のとおりパブリックコメントを実施します。

### 1 条例改正（案）の概要

#### 【現行】

事業面積	近隣説明及び届出
1,000㎡以上5,000㎡未満	—
5,000㎡以上	要（県条例）

#### 【改正案】

事業面積	近隣説明及び届出
1,000㎡以上5,000㎡未満	<u>要（市条例）</u>
5,000㎡以上	要（県条例）従前とおり

### 2 パブリックコメントの概要

#### (1) 実施期間

令和2年12月1日（火）から令和3年1月8日（金）まで

#### (2) 閲覧場所

- ・市役所開発指導課（新館5階）、市役所案内（新館1階市民ロビー）
- ・各市民センター、東加古川市民総合サービスプラザ、各公民館
- ・市ホームページ

(3) 閲覧図書等

- ・ 改正骨子（案）
- ・ 意見募集要項及び意見提出用紙

(4) 意見を提出できる方

- ・ 加古川市に在住、在勤、在学の方
- ・ 加古川市に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体
- ・ 加古川市に納税義務を有する方
- ・ 改正骨子（案）に利害関係を有する方

(5) 意見等の提出方法

- ・ 閲覧場所での受付（提出箱への投函）
- ・ 市役所開発指導課への郵送、ファックス又は電子メール

(6) ご意見に対する考え方の公表

いただいたご意見については、市の考え方を整理し令和3年1月下旬に公表します。